

仮認定 NPO 法人のご説明

仮認定 NPO 法人とは

NPO 法人のうちその組織運営及び事業活動が適正であり、公益の増進に資する法人であると所轄庁により認定された NPO 法人をいい、その有効期間は認定後 3 年間となっています。

当法人の有効期間は平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までです

寄附文化を掘りましょう

様々な理由で活動はできないけれど”ちから”になりたいという人のために寄附という形の参加の方法があります。寄附金額は 3,000 円からです。

仮認定 NPO 法人への寄附は税の優遇が受けられます。

●個人が寄附した場合

所得税、住民税をあわせて、寄附金額から 2,000 円を控除した金額の最大で 50% (上限あり) の軽減が受けられるようになっています。

(例) 3,000 円を寄附した場合

$$(3,000 - 2,000) \times 50\% = 500 \text{ (還付額)}$$

$$\text{所得税控除} = 40\%、\text{住民税控除} = 10\%$$

*所得税控除はその年分の所得税額の 25% が限度

●法人が寄附した場合

一般寄附金の損金算入限度額とは別に特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

寄附の方法

現金及び振込 振込先：埼玉りそな銀行 与野支店 口座番号 4632998

トクヒ) シミンコウケンセンターサイタマ

いずれの方法も寄附者は氏名、住所を明確にする必要があります。

所定の領収書(寄附金受領証明書)を発行いたします。(確定申告に使用)

寄附者名簿で管理いたします。

認定 NPO 法人について

仮認定 NPO 期間中に寄附者 100 人以上が 2 年間継続すると認定 NPO の申請ができます。(有効期間は 5 年間です) また、新たな税の優遇があります。相続または遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を認定 NPO 法人に寄附した場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算基礎に参入されません。

参考) NPO 法人件数 (H27.7.31 現在)	全国	埼玉県 (除くさいたま市)	さいたま市
NPO 法人件数	50,273	1,659	377
認定 NPO 法人件数	582	17	7
仮認定 NPO 法人件数	190	8	2